

タイショウキノイガクシカラミタサンジチヨウセツ

平田, 伸子
九州大学医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻

<https://doi.org/10.15017/300>

出版情報 : 九州大学医療技術短期大学部紀要. 28, pp.91-97, 2001-02. Kyushu University School of Health Sciences Fukuoka, Japan

バージョン :

権利関係 :



大正期の医学誌からみた産児調節

平 田 伸 子 (九州大学医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻)

Birth Control Viewed in the Medical Journals of the Taisyo Era

Nobuko Hirata

Abstract

The birth control in the medical world of the Taisho era was mainly conducted by artificial abortion whose right and wrong had been discussed, and the women could not prevent conception by themselves. Furthermore, there was no discussion about the necessity of the education to prevent the artificial abortion.

Key Words: birth control, medical world, Taisho era, history of education

1 はじめに

近現代に至るまで、産むことへの対極である産まないこともまた、女性たちにとっての苦悩であった。一般大衆は、頻繁な出産と貧困からの回復のために、何らかの方法によって、産むことを調節してきたことが、多くの研究者により確かめられているところである。生活に困窮した中で、多くの女性たちの産むことや産まないことを調整したいという意志や、実践知識への渴望が民間伝承によってもわかる。人々は必要に迫られて避妊の文化を見いだしていたといえよう。避妊に関する伝承には、祈願やまじないが多く見られる。しかし、確実性のなかったこれらの手段は、期待を達せられないことが多く、最後の解決法として間引き・墮胎が行われた。これらの伝承にみられる避妊は女性主導の避妊法というよりも、むしろ男性不在の女性の努力による避妊であったといえる。大正期における人々の産児調節への関心は、大正6年頃から大衆婦人雑誌の影響を受けて、さらに高まっていったといえる。特に、大正11年のマーガレット・サンガーの来日は大きな契機となった。大正期から昭和前期は、性と生殖の国家的統制に対し、女性の解放と自立を訴える産児調節思想や運動が展開された時期である。しかし政府は、近代国家の成立と共に、富国強兵を政策の中心課題

とし、法的規制を敷きながら産児調節を犯罪と見なしていった。軍国主義体制のもとでは、国民が産児調節の知識を所有したり、実施したりすることへの政府のおそれから、法による強制的枠組みによって、産むことへの思想を形成していったのである。

このような時代背景において、産まない選択をめぐる女性たちの避妊への熱望や社会的要求を、医学界はどのように捉えてきたのか、教育史的視点から若干の考察を行ったので報告したい。

2 先行研究と本稿の論点

日本における産児調節史の研究は、社会史としての研究が数多くあるものの、その殆どは通史的研究であり、特定の個人を研究したものとしてはマーガレット・サンガーを中心としたものが散見できる。そしてそれらを大別すると、①人口政策と優生思想の発想から捉えたもの、②避妊技術の変遷に視点を置く臨床的なもの、③産児調節運動との位置関係を述べたものに分けられる。とくに、性と生殖に関する領域である産児調節の研究は、歴史研究の正統な対象と見なされなかったため、まだその歴史は浅い。儒教思想の倫理を根底とした近代国家の形成において、欧米文化の導入に伴うキリスト教思想の影響がこれに加わり、性を隠

す文化が生まれ浸透していった。そして迎える軍国主義時代は、富国強兵策として、かつてよりあった性の「二重規準」を強めながら、産むことへの強要をおこなったのである。フランスの哲学者ミシェル・フーコー（Michel Foucault）のいう「経済的に有用であり政治的に保守的な性行動」¹⁾の強化といえる。

本研究の視座を明確にするために、産児調節に関連する先行研究について、簡単にまとめてみたい。戦後まもなく式場隆三郎の『サンガー夫人伝と産児調節』²⁾が出されている。これはサンガーの人物史に加えて日本の産児調節運動がまとめられているが、臨床的側面からの産児調節に比重がかけられ、産児調節運動としては数人の意見が掲載されているのみである。産児調節運動については、1970年代後半、太田典礼の『日本産児調節百年史』³⁾が出版されている。しかし、これは人口論の解説と各種避妊法の個別的介绍が主であり、産児調節運動を取り上げてはいるものの、概略的な流れに終わっており、社会運動の視点からの論理展開が希薄である。1980年代以降になり、産児調節運動そのものに視点を当てた研究や特定の個人を対象にして産児調節運動を取り扱ったものが散見されるようになる。例えば、有賀夏紀の「アメリカにおける産児制限の思想とフェミニズム マーガレットサンガーに至るまで」⁴⁾では、産児制限の思想と運動の歴史から女性の解放を検討している。また、田代美江子の「近代日本における産児制限運動と性教育 1920～1930年代を中心に」⁵⁾は、産児調節運動の教育的役割とその限界性について教育的観点からの検討がなされている。女性論の視点から金子幸子の「近代日本における西洋女性論受容の方法 マーガレット・サンガーの産児制限論を中心に」と『近代日本女性論の系譜』があり、これらは女性解放の特質や思想的系譜を探ったものである。個人に焦点を当てながら教育上の問題として産児調節運動を取り上げたものとして、石崎昇子の「生殖の自由と産児調節運動 平塚らいてうと山本宣治」⁶⁾、林葉子の「山川菊栄の産児調節論」⁷⁾などがある。また、早川紀代の「セクシュアリティにおける女性の主体形成の歴史」⁸⁾は女

性論からの産児制限の検討である。教育史からとらえたものに宮坂靖子の『『お産』の社会史』⁹⁾があり、一般大衆が産児調節を行った動機に視点が当てられている。最近では沢山美果子の『出産と身体の近世』¹⁰⁾、藤目ゆき『性の歴史学』¹¹⁾がある。沢山は、産む身体から出産に視点を当てたものであり、藤目は、産児調節の歴史をリプロダクティブ・ライツの観点から、女性史叙述の背後にある価値観のイデオロギー性を鋭く捉えている。これらは、女性という視点を明快に打ち出し、女性解放に重点がおかれた特徴をもっている。

藤目がいうように、産児制限というテーマは日本における研究の分野では大きな関心をよばなかったこともあり、1980年代初めまで、人口政策・人口動態との関連で人口学の立場から行われるか、避妊技術史－「産児調節」史として行われるかが普通で、実際に避妊を切望する人の立場に立った社会運動として独自に扱った研究はなかった¹²⁾。また医師による産児調節研究もその歴史は浅く、墮胎と産児調節が同じ概念で受け止められる期間が長く続いた。

近年、歴史人類学の飛躍的な発展があり、産児制限の一つの手段であった墮胎・間引きに関する研究が深められてきている¹³⁾。またこれに関連しては、一番ヶ瀬康子編・解説『婦人問題資料集成』第六巻保健・福祉があげられるが、産児調節運動昂揚期において運動に重要な貢献をしてきた代表的人物は看過されている。

以上のような先行研究に学び、大正期の医学界は、産児調節問題をどのように捉えていたのかを中心的関心事として考察する。

なお、本稿では、バース・コントロールの訳語である「産児制限」を、人口政策的な抑制の意味を避けるために、産児調節運動から論じる場合には、原則として「産児調節」として用い、医学文献を中心に論じる場合には、著者の表現に沿って「産児制限」または「避妊」として用語を混合して用いることにした。なお、類語である「家族計画」は、戦後の用語であり、特に、昭和30年の第5回国際家族計画会議以降に多く用いられるようになったものである。

3 大正期の医学誌から見た産児調節

大正期は産児調節運動が萌芽し、“性と人権”の闘いが民間主導によって展開されてきた時期といえる。渡米した加藤シヅエ(当時石本夫人)がマーガレット・サンガーと出会い産児調節思想に共鳴したことがニュースバリューあるものとして、日本に報道されたことが大衆を刺激した。この2年後からわが国の産児調節運動の歴史が始まったのである。そこで大正期は産児調節運動において、歴史的に意義を持つ時代と認識し、その前段に少し触れておくことにする。医学の分野から産児調節の必要性とその方法について論じたものは、早くも明治35年、小栗貞雄によって著され、日本で最初の「産児制限」の発表といわれている¹⁴⁾。この時期すでに、小栗の考え方は、「妊娠制限を以て必ず社会改良の実を挙げ得る事を確信する」「貧乏人子沢山は社会罪惡の現任となる事己に明かに晩婚の風亦少なからざる弊害あり」とあり、産児制限によってその害惡を減少させ得ることができ、「良き子を得る道理」¹⁵⁾となるものであることを示している。産児制限の実行方法として、「溶解圧定器」「護膜圧定器」「海綿」の三種の方法をあげている。『社会改良実論』は、出版された明治35年から半年の間に14版¹⁶⁾を重ねている。当時の書物としては短期間にこれほどの版を重ねるということは異例のことでもあり、何と云っても、当時、避妊に関しては一般の要求がいかに高かったかということの裏付けでもあろう。このことについて、医師、太田典礼¹⁷⁾は日本の産児調節運動の歴史を3期の波に分けて批評し、小栗の時期を第一の波ととらえた。しかし、この時期は社会運動にまでは発展しなかった。太田の解釈をもとにその理由を、次の三点にまとめることができる。一点は日露戦争を前にして風雲急を告げていたことから人口減少を危惧した政府の反対である、二点には大衆の側に立って産児制限運動を起すだけの者がいなかったこと、三点は「先頭に起つべき筈の社会主義者」¹⁸⁾が産児調節運動を推進するどころか、先見性のあるこの本をたたきつけたこと、の3点である。加えて、『平民新聞』第9号(明治37年1月10日)社説に掲載された「浅薄なる救済法

(避妊法の奨励に反対する)」によって、産児調節の氣運を決定的に押さえつけてしまった。太田は、「人口制限論のみを批判して、妊娠制限が母親を護る面を見落とし」ていること、さらには産児制限の「運動をおしつぶす大きな誤ち」¹⁹⁾であったと読みとっている。言い換えれば、これは日本における大先覚者を埋没させてしまった指導者たちの先見性のなさでもあった。小栗が明治期に述べた内容は、大正期に主張された産児制限論と何ら差異がなかったからである。これを日本における産児調節運動の歩みという点から見た場合、約15年もの長きにわたる最初の空白期間を作ったことになるいえよう。

産児調節に関する記事数は、表1「医学中央雑誌に掲載された年次別避妊・不妊手術・人工妊娠中絶の文献件数」に示したとおりである。避妊の区分では、大正3年から大正9年に至るまでは医学雑誌における産児制限に関連記事は見あたらない。一方、一般社会においては、大正初期は婦人雑誌の数が家庭の主婦層に大きな影響力を与えはじめた時期ともいえる。先行研究によると、大正6年頃より、避妊の広告が多数掲載されるようになった²⁰⁾。避妊が大衆女性の高い関心事であったことがわかる。

人工妊娠中絶関連のものが、毎年ごく僅かに発表されており、大正9(1920)年、『京都医学雑誌』に「本邦における墮胎に関する統計的調査の一斑」が著された。翌10(1921)年1月『醫事公論』417号と418号2回にわたり、元東京帝国大学教授木下正中による「人口問題」²¹⁾が連載されている。これは、大正9年11月に行われた第9回日新医学社での講演要旨である。木下はこの連載の中で、人口問題の視点からドイツの事例を用い、医師による人工妊娠中絶の取り扱い基準について論じ、医師としての原点を問うている。「醫師各自の同義心に基きて其濫用を避くるの他なかるべく、醫道を守る同人の増加することを謀るを急務とせり」²²⁾とした。当時、人工妊娠中絶が濫用される傾向にあったことに対する医師への提言である。当時の中絶実施の適応基準にさらに規制を加えるというよりも、医師各人の道義心が先決問題であること

表1 医学中央雑誌に掲載された年次別避妊・不妊手術・人工妊娠中絶の文献件数

年次	避妊	不妊手術	人工妊娠中絶	年次	避妊	不妊手術	人工妊娠中絶
1903 M36	—	—	2	1953 S28	87	35	164
04 37	—	—	1	54 29	82	64	154
05 38	—	—	—	55 30	74	48	96
06 39	—	—	—	56 31	85	45	96
07 40	—	—	—	57 32	83	50	89
08 41	—	—	2	58 33	64	21	79
09 42	1	—	—	59 34	91	32	95
10 43	—	—	—	60 35	50	17	66
11 44	—	—	1	61 36	73	14	41
12 45	—	—	2	62 37	65	21	39
13 T 2	1	—	—	63 38	52	14	30
14 3	—	—	2	64 39	52	30	36
15 4	—	1	5	65 40	57	7	41
16 5	—	—	—	66 41	137	9	33
17 6	—	1	1	67 42	103	5	34
18 7	—	—	3	68 43	131	9	30
19 8	—	—	1	69 44	104	8	36
20 9	—	—	3	70 45	128	7	41
21 10	1	—	1	71 46	161	12	42
22 11	2	—	8	72 47	66	2	36
23 12	1	—	4	73 48	108	7	40
24 13	1	—	—	74 49	117	23	40
25 14	4	2	4	75 50	111	8	46
26 15	4	—	7	76 51	135	21	51
27 S 2	6	1	5	77 52	107	14	54
28 3	2	2	9	78 53	104	8	58
29 4	10	4	15	79 54	97	9	58
30 5	30	1	11	80 55	99	12	21
31 6	35	4	16	81 56	118	4	36
32 7	19	5	27	82 57	87	10	32
33 8	24	4	27	83 58	68	7	44
34 9	13	10	32	84 59	107	3	48
35 10	8	8	25	85 60	63	3	38
36 11	9	6	22	86 61	68	7	52
37 12	10	12	26	87 62	73	3	36
38 13	8	10	31				
39 14	9	8	36				
40 15	—	12	22				
41 16	—	11	15				
42 17	—	1	5				
43 18	2	—	12				
44 19	—	—	2				
45 20	—	—	—				
46 21	10	—	—				
47 22	6	3	13				
48 23	13	6	26				
49 24	53	11	78				
50 25	48	6	135				
51 26	51	14	101				
52 27	120	36	167				

の訴えの方が強く述べられている。このことは、大正後期において、人工妊娠中絶が適応範囲を超えて実施されている実態を指摘する必要性があったこと、多くの弊害が生じていたためと考えられる。「人工流産を行ひたるとき、又は行はんとするときに、一定の官公署に報告をなさしむるの法令を制定するを可とするものあり」²³⁾とし、法令に基づいて報告を行わせようとする提案である。法規制によって人工妊娠中絶を実施する医師に歯止めをかけることを視野に入れていたようである。さらに、「医師の手を要することなくして、密かに之を行ふもの多きに至らば、其生命及健康に関する危険の甚大なるを」²⁴⁾と、医師以外のものによって中絶が行われていることへの危険性にも触れている。いわゆるヤミ中絶が多かったことが解釈できる。一方、当時深刻な問題となってきた人口増加対策に対して、自然流産防止という側面から医学的な母性保護策を高じようともしていた。

同年5月、『日本婦人科学会誌』第16号総会記事に東京の産婦人科開業医師・榎本芳二の「医学上ヨリ観タル産児制限論」²⁵⁾がある。この中で榎本は「産科醫ガ人工流産ヲ認メテ避妊法ヲ研究セザルハ明白ナル矛盾ニシテ非論理的ナリ」として、当時この問題に関わる医師の研究がないことを指摘している。榎本自身は、民族の発展のためには人口増加が必要だとする考え方を持っていたが、産科医が中絶を行いながらも避妊法の研究がないことの矛盾をあげ、医師による避妊指導の必要性を説いた。医師の中には避妊に対して反対意見も少なくなかったが、産児調節に対しては、神聖な医学の分野ではないとする考え方も含まれていた²⁶⁾。反対意見として強調されていることの一部をあげると、産児制限は「不自然ナリ非人道的ナリ利己的行為」と自然に反し利己主義を招きかねないことが取り上げられている。さらには「社会民心ノ緊張力ヲ減ジ——出産力ノ低下ヲ醸シ或ハ、母體ノ健康ヲ害シ又子宮癌ノ多発セシム」と夫婦としての緊張感をなくし、出生率低下や子宮がんの多発に繋がることを強調している。そして、ここでも人工妊娠中絶の適応範囲を提示している

のである。大正11(1922)年、この年はマーガレット・サンガーが来日した年である。社会一般の避妊への関心は急速に高まっていくのに対し、医学界の産児調節関係の主流は人工妊娠中絶に関する内容である²⁷⁾。同年、『日本医事週報』に「産児調節問題に關する批判」²⁸⁾とする掲載がある。これはアメリカにおける産児調節の社会問題を紹介したものであるが、「早晚日本にも同様の状況となるであろう」と危惧している。それは、戦争の禍因、子どもは数よりも質とする見方、近代的に女性を目覚めさせ、男性の性的満足器官にとどまることに対する女性からの疑問視、墮胎よりも健康のために避妊をする女性の自己保存欲などといったアメリカの女性の意識変化によるものである。ペッサリー推進者のことを「サンガー一味の産児調節論者」といった否定的表現が用いられ、女性主体の避妊法としてはもちろん、選択肢としても受け入れられる余地はないといえる。数種ある避妊法のなかでも、手術法やX光線法を推奨した論文が目立ち始めたといえる。しかし、サンガーの来日によって国民の避妊に対するニーズの高さが表面化していったためか、この年から医師による避妊の論説が増加の傾向を示していく。しかしなお、人工妊娠中絶に関するものの方が常に多い。榎本論文以降、医師による産児調節に関する論文を散見するものの、人工妊娠中絶の医学的適応に関することが主であり、望まない妊娠を防止するといった視点からの避妊法の記事は見あたらない。一方、「新マルサス主義」の概説ならびに「新マルサスの批判」として、連載に多くの紙面が使われていくのは特徴的である。これも、概して反対論の展開である。大正11年1月、「欧米に於ける産児制限是認の傾向」²⁹⁾と題し、農商務省工場監督官である医師・古瀬安俊が、欧米視察により産児制限に関する医学者と医学界の意向をまとめ、「各國醫師會の態度が最近に至り産児制限の問題を社会的に説諭する傾向が現れて來た」ことを報告している。またその中で、「恐らく將來に於て日本の醫學會でも社会醫學と云ふ様なものが新設されて産児制限其他の社會的事業が討議せらるゝ時代が到達するであらう」と今後の日本の医学界の課題を示唆し、

諸外国ではすでに社会医学といった視点から産児調節問題が取り扱われていることを紹介している。日本と欧米のこの問題への取り組みには大きな乖離があったものと考えられる。医学界では、産児調節は経済的に困難な生活をしている下層の女性に奨励される必要があるにもかかわらず、これらの人々には用いられていないことを把握していた。むしろ上層の女性たちにおいて行われていたのである。そして避妊に失敗すると上層の女性たちだけは経済的に可能なため墮胎を行って貰うことができた。医学界では、今後中絶が増加していくであろうとみていた。マーガレット・サンガー来日後、社会運動としての産児調節運動がますます高まった大正12年、東京大学医学部教授、三田定則が「年と共に殖えゆく墮胎」³⁰⁾という標題で「日本之醫界」に掲載している。これには、当時墮胎が多く、増加傾向にあったことが述べられている。とくに、墮胎について「此風潮は、中流下流の人民に於けるよりも、上層の所謂貴婦人と稍するものの中に著しい」と憂慮している。有産階級の婦人たちに対しては、望まない妊娠の結末に人工妊娠中絶が行われていたことが明確に述べられている。このような経済性ゆえに不平等な状況下に、素人流避妊法が流行するようになり、その弊害が眼についていった³¹⁾。産児調節運動が高まって来てはいるが、避妊情報は均等には普及しておらず、地域格差のあったことも推察される。医学的立場から、このような人々に対する避妊知識の提供など教育的関与はうかがえない。大正13年頃より、優生学を重要視する医師の論文が多くなって来る。これは、活気づいていた産児調節運動に対し、優生学的な面からの反対論が目立ってくる。その代表例として、前述の欧米視察を報告していた古瀬安俊（農商務省工場監督官・医師）が、大正14年2月号の雑誌「ユーゼニックス」³²⁾に掲載した、「医学より見たる受胎調節の加害作用」がある。これは、女性主導の避妊法として民間では関心の高まっていたペッサリーやタンポンが有害であることを警告している。古瀬は、同年の12月号にも「日本亡滅の兆？」として発表し、さらに、「似て非なる産児制限」³³⁾の中でも、明かに女性が用いる避

妊法に対して批判しているのである。これらのことを太田だけは問題として指摘したが、医学界における女性主導の避妊法批判に対する抑止力にはならなかった。そして大正15年、『労働科学研究』に、倉敷労働科学研究所長暉峻義等が「産児調節論批判」として、産児調節は医術の一術式として医師が関わらねばならないことを強調した。産児調節は医学及び医術の正確なる知識なくして実行すべきものではなく、医師の指示を要し、医学及び医術のないところに産児調節は理性化できないと結論づけた。女性の性と生殖の従属化の素地と捉えることができる。総じて、大正期の医学界は産児調節を否定した、公人として国策に準じた公式論が述べられている。

4 まとめ

大正期の文献を中心に、結論として次のようにまとめることができる。

大正期は産児調節に関して、医師による産児調節肯定論者は少数派であったことがうかがえる。産児調節に関して大正期の医学界は、人工妊娠中絶の実施をめぐる議論が常に中心課題であり、そこには中絶防止という視点からの議論はあがってきていなかったことがわかった。医学界における大正期の産児調節は、女性主導による方法には否定的であったといえる。推奨された避妊法としては、X光線法そして手術による女性側の永久避妊法があげられた。人工妊娠中絶を防止するための議論よりは、その適応の励行を喚起する意見が目立った。よって大正期には、医学界における予防的観点からの「教育」的関わりやその議論は無きに等しかったと考えられる。

5 おわりに

本稿ではいくつかの論文をもとに、大正期に関心の高まった産児調節に対し、医学界がどのように受け止めて取り扱おうとしていたのかをみた。現在、予防医学の重要性が増してきているが、社会全体がまだ貧しかった大正期には、健康あるいは望まない妊娠といった「予防」の視点はなかったことが窺える。今後の課題として、女性や生活

の場に密着して地域活動を行っていた「新産婆」の視点から、産まないことの対極である出産と対比させながら産児調節を捉えてみる必要がある。

【文 献】

- 1) ミシェル・フーコー (渡辺守章訳)：『性の歴史 I』新潮社，48，1995
- 2) 式場隆三郎：サンガー夫人伝と産児調節展望，大元社，1947
- 3) 太田典礼：日本産児調節百年史，人間の科学社，1976
- 4) 有賀夏紀：アメリカにおける産児制限の思想とフェミニズム マーガレット・サンガーに至るまで，講座女性学4，女性学研究会，1987
- 5) 田代美江子：近代日本における産児制限運動と性教育 1920～30年代を中心に，日本の教育史学 教育史学会紀要36：109—123，1993
- 6) 石崎昇子：生殖の自由と産児調節運動 平塚たいてうと山本宣治，総合女性史研究会編 性と身体 日本女性史論集9：362—396，吉川弘文館，1998
- 7) 林 葉子：山川菊枝の産児調節論，女性史研究21：29—33，1986
- 8) 早川紀代「セクシュアリティにおける女性の主体形成の歴史」季刊 思想と現代第26号，白石書店，1991
- 9) 米田素子：主婦の友にみる産児調節，人間発達研究117：12—21，1992
- 10) 沢山美果子：出産と身体の近世，勁草書房，1998
- 11) 藤目ゆき：性の歴史学，不二出版，1998
- 12) 同前，19—24
- 13) 宮坂靖子：お産の社会史，産む・育てる・教える匿名の教育史，88，藤原書店，1995
- 14) 太田典礼：産児調節百年史，86，人間の科学社，1976
- 15) 同前：90—102
- 16) 同前：90—102
- 17) 太田典礼は，明治14 (1900) 年生まれ，九州帝国大学医学部卒，京都帝国大学大学院卒，昭和初期避妊用「太田リング」創案，産児調節の研究と実践を続けた。1948年には衆議院議員に選出され「優生保護法」制定に尽力，著書『日本産児調節百年史』『墮胎禁止と優生保護法』他
- 18) 太田前掲：103—109
- 19) 同前：103—109
- 20) 米田泰子：『主婦の友』にみる産児調節，人間発達研究17：12—20，1992
- 21) 木下正中：人口問題 (上)，(下)，医事公論，大正10年1月14日417：5—6，1月21日418：7—9
- 22) 同前 (上)，5—6
- 23) 同前 (上)，5—6
- 24) 同前 (上)，5—6
- 25) 榎本芳二：医学上ヨリ観タル産児制限論，日本婦人科学会誌16：32—33，1921，
- 26) 川上武：産児調節運動，現代日本医療史，370—376勁草書房，1970
- 27) 宮坂靖子論文「お産」の社会史『産む・育てる・教える匿名の教育史1 〈教育〉誕生と終焉』を参照
- 28) 浦本政三郎：産児調節問題に関する批判，日本医事週報1434：10—11，1922
- 29) 古瀬安俊：欧米に於ける産児制限是認の傾向，日本之医界：25，1921
- 30) 三田定則：年と共に殖え行く墮胎，日本之医界，第13巻5号，1923
- 31) 川上武：産児調節運動，現代日本医療史，376，勁草書房，1970
- 32) 『ユーゼニックス』 大正13年発行された雑誌，翌年には『優生学』に改題された。
- 33) 太田前掲書，pp59